

(支署長指定によるもの)

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定

石支掲示第1号

平成17年3月24日

最終改正

石支掲示第2号

令和8年2月25日

1 外国往来船と陸地との交通場所

石垣港

場所の名称	所在地	備考
・石垣港1号岸壁から3号岸壁 ・A岸壁及びB岸壁	・石垣市美崎町1番地 ・石垣市浜崎町3丁目10番地	当該岸壁にけい留された船舶と交通する者に限る。
・石垣港C岸壁からF岸壁を囲むフェンスに設置された第1ゲートから第6ゲート ・石垣港ターミナル1階出入口	・石垣市浜崎町3丁目10番地、8番地、12番地並びに7番地及び12番地に接する地先地内 ・石垣市浜崎町3丁目4番地	当該ゲートが設置されたフェンスに囲まれた岸壁にけい留された船舶と交通する者に限る。
・石垣港新港地区国際ふ頭岸壁を囲むフェンスに設置されたゲート	・石垣市南ぬ浜町地先	当該ゲートが設置されたフェンスに囲まれた岸壁にけい留された船舶と交通する者に限る。

2 貨物の積卸場所

石垣港

場所の名称	所在地	備考
・石垣港1号岸壁から3号岸壁 ・A岸壁からF岸壁	・石垣市美崎町1番地 ・石垣市浜崎町3丁目10番地、8番地、12番地並びに7番地及び12番地に接する地先地内	
・石垣港新港地区国際ふ頭岸壁	・石垣市南ぬ浜町地先	

附 則

この指定は、令和8年3月1日から適用する。